

経営者保証の取扱いと基本

前回は 2 種類担保がある中で、物的担保について記載させていただきました。

今回はもう一つの人的担保であり、中小企業が融資を受ける際にはなじみの深い経営者保証について記載させていただきます。

【経営者保証とは】

経営者保証とは、企業が事業資金の融資を受ける際に、経営者（社長様）が債権者である金融機関等に対して連帯保証人となる制度のことで、中小企業への融資実行を円滑にする為の「商慣行」となっております。

金融機関にとってこの経営者保証のメリットを挙げると、経営者への規律付けや信用補完があります。中小企業では、経営者が個人資金を企業に貸し付けたり、財務諸表が監査を受けておらず会社経理と家計が混然していたりと法人・個人一体である場合が多いことから、経営者保証を求めることは融資の債権を保全するという観点から合理的と言われています。

一方で、経営者にとってはこの保証が負担となってきます。企業が返済できなくなった場合に金融機関が連帯保証人に保証履行請求（返済請求）した場合、経営者はまず現預金を返済に充て、それでも困難であれば自家用車や土地・建物等個人の資産を処分して返済に充てることとなり、実態として経営者の生活に影響を及ぼしてきました。またその結果、経営者保証がある経営者は思い切った事業展開や早期の事業再生、そして廃業も進めづらい状況となっていました。このことを解消する為に 2014 年 2 月に施行されたのが経営者保証ガイドラインです。

【経営者保証ガイドライン】

経営者保証ガイドラインとは金融機関・企業・保証人の各関係者による適切な対応を促して弊害を解消し、中小企業の活力を促すというものです。但し、このガイドラインは法的な拘束力は無く、あくまで自主的な準則という位置づけになっています。

ガイドラインの保証を外すことをできる保証契約は次に挙げる 4 つの条件を全て満たす保証とな

っております。

- ① 主債務者が中小企業であること。
- ② 保証人が個人であり、主債務者である中小企業の経営者であること。
- ③ 主債務者・保証人の双方が返済に誠実で、債権者の請求により資産・負債等の財産状況を適時適切に開示していること。
- ④ 主債務者と保証人が反社会的勢力でないこと。

また経営者保証を外せる要件として

- ① 法人と経営者の関係の明確な区分・分離
- ② 財務基盤の強化
- ③ 財務状況の正確な把握と適時適切な情報開示等による経営の透明性確保を掲げています。

また金融機関が見るポイントとしては、上記の要件の他に法人だけで返済能力があるかということと業績だけでなく内部留保にも着目していることも挙げられます。

【現状について】

ガイドラインの策定後、経営者保証のない新規融資は徐々に増加してきておりますが、まだ融資全体の 9 割は経営者保証付きの融資となっております。

また、経営者の高齢化が進む中で中小企業の休廃業・解散件数が年々増加傾向にある問題もあり、事業承継を円滑化する為に経営者保証付きの融資の水準を適正化することが課題として認識されております。

【最後に】

金融機関が企業に保証を求める際は、保証人に対し保証の意味やリスク、契約締結の理由を十分に説明する義務を負っています。上記に述べた通りまだまだ商慣行として残っている部分もあるので、新規融資を受ける際は経営者保証について必ず確認して下さい。また、試算表等の提出を定期的に行っていくことはもちろんですが、財務内容を少しでも良くすることで金融機関は経営者保証を外す判断材料となるので、そこをしっかりと固めていくようにしましょう。